

業種 (番号 記入)	6	1製造業 2建設業 3卸売業 4小売業 5飲食業 6サービス業 7その他	主な取扱 商品・製品等	保健師・フィットケア				
資本金	万円	年間 売上高	120万円	従業員 数	常時雇用 役員(法人)	人 パート 人 専従者 人	創業 年月 (西暦)	2018年8月
指導日		主な指導項目						
3月18日(木)		確定申告をまとめるに当たって、自己所有家屋の費用計上や、今後の法人化のメリットなどについて						
3月25日(木)		事業展開にあたって資金を増やすべく資金運用を行っており、この税務上の取扱いについて						
月 日()								
指導 分類 (番号 記入)	1	7	1経営全般 2創業 3事業承継 4事業計画 5資金 6法律・特許等 7税務 8労務 9販路・取引 10開発・技術 11 IT・情報化 12生産・品質管理 13店舗・不動産 14記帳 15倒産防止 16その他()					
相談 内容	<p>今回の確定申告にあたり、東京の賃貸物件から、AIにて不動産を購入して転居してきているため、その自己所有の家屋において、事業で使用している部分の経費の取扱いについて、相談があった。</p> <p>合わせて、法人化することのメリット、デメリットの説明も求められた。</p> <p>また、事業用の手元資金を増やすべく、資産運用を行っているが、国内資産からの配当金や、国外資産からの配当金及び控除された外国税についての取扱いについても相談があった。</p>							
相談時 における 課題・ 問題点 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に使用している自己所有の家屋について、減価償却費等の取扱いがどのようになるのか、分からない点があった。 ・今後、法人化することを考えた場合にメリットがあるのかどうかについて、不明なところがあった。 ・事業を行っている中で、株式投資を行っているが、特に国外資産での運用で得られた配当金とそこから控除された外国税の処理が分からないという状況であった。 ・さらに、e-taxをどのように行っていくのかについて、若干の疑問が生じていた。 							

指導概要(指導日毎)

■3月18日

まず、自己所有の不動産について、購入費の一部を減価償却費として費用計上することができるのかどうかの質問があった。これに関しては、賃貸物件であれば、家賃部分を按分すれば良いが、自己所有不動産については、家屋部分について、事業利用割合を計算し、減価償却費を計上した上で、事業利用割合が10%以上となると、住宅ローン減税が少なくなってしまうことを説明し、そのメリット・デメリットをご案内した。

通常であれば、住宅ローン控除の方がメリットが大きいいため、減価償却費として計上することは避けた方がよいことを説明し、また、減価償却費を計上しないものの、やはり事業で使用している場合に、住宅ローン減税が減ってしまうかどうかについては、理論的にはそのように考えられるものの、実務的な捉え方について説明を行った。

また、法人化することのメリット・デメリットについては、特に、役員報酬について、社会保険料が生じてしまうことなどについて説明し、他方、社員募集や事業拡大など、税金面以外の法人化のメリットを感じられるか否かも重要なようであることも説明した。

その他、事業用資金を増やすための投資については、資料や取扱いを確認する必要があるため、資料をお預かりし、次回の指導日に説明をさせて頂く事を伝えた。

■3月25日

運用している資産のうち、国内資産については、主に、配当金収入になるため、その税務上の取扱いを説明した。特に、配当控除については、あくまでも、国内の法人で既に課税された後の利益を原資として配当がなされることから、多少の二重課税を避けるために配当控除があることを説明し、その上で、運用資産の中に、オープン型証券投資信託が含まれており、摘要を確認すると、株式以外の運用や海外資産での運用が認められていることから、配当控除の対象とならないことを説明した。

また、国外資産については、こちらも、主に配当金収入となるが、こちらも、日本の法人での課税後の利益が原資となっていないため、配当控除の対象とならないことを説明し、さらに、外国税額控除の仕組みと考え方について説明した。特に、日本において課税されている実効税率が上限となるため、iDeCoなどにより節税を行った場合には、外国税額控除限度額がより小さくなるため、外国税額からの還付分が減少することから、トレードオフの関係になることを説明し、今後の投資対象の選択に当たっての参考として頂いた。

電信申告をするに当たって、上記で相談を受けた事項について、多少の添付書類を税務署に提出することになるが、申告内容のうち、基本的な部分は、弥生会計により送信を行うことができるが、このような添付書類を送るに当たって、かつ、青色申告特別控除65万円が減額されないことを条件に、どのような申告方法があるかの確認を行った。

今後の課題・専門家の意見、総括等

今回の相談に関しては、一通りの回答を行った上で、令和2年分の確定申告については、特に問題なく作成し、提出ができるものと思われる。

但し、相談者においては、事業活動をより活発に行っていくことを前提にしつつ、資産運用についても非常に強い興味をもっていることから、投資の種類によっては、早めに税理士等に相談をされることが望ましいと考えられる。